第一章 主権者または国家の支出(六)

第三部 公共事業・公共機関の支出(三)

社会の商業を円滑にするための公共事業・諸機関

けで、 奴隷供給を独占することだったものの、 りだが、ここでの詳述は本旨から外れる。 経営は愚行・怠慢・浪費の温床となった。株式投機に絡む不正や放漫ぶりは周知のとお 塞・守備隊の維持費を負わずに済んだ。その一方で資本は巨額、 大きな利益を上げたのは一度きり、 の総トン数枠の一隻に限り、 ガ 「ルやフランスの会社はいずれも破綻していた。このため、その代替として毎年、 ヒト条約に基づくアシエント契約で得た特権によりスペイン領西インド諸 南海会社は、 他は程度の差こそあれ軒並み赤字だった。不振の理由について現地の係員や代理 通常なら共同出資の海外貿易会社が負担する主要経費の一つである要 同地域への直航貿易が認められた。年次船は十航海のうち すなわち一七三一年のロ 利回りは乏しく、 商業計画の運営もさえず、当初の本業は 同様の条件で先行したポ イヤ 出資者もきわめて多く ル・キャロライン号だ 島 の黒人 所定 ルト ユト

人は の貿易権とトン数枠を放棄し、 だった可能性が高く、 スペイン政府の圧迫・搾取を非難したが、 中には一年で巨財を築いた者もいた。一七三四年、 スペイン側からの代替補償の受け入れを国王に 実際には彼ら自身の浪費や私物化が主因 同社 願 は 年次 61 出た。

門の累計損失は元本・利子込みで二十三万七千ポンド余に達した。 他はすべて赤字だった。第八航海を最後に船舶・在庫・備蓄・器具類を売却し、この部 英国臣民が参入した形跡はない。グリーンランド航海は八度に及び、黒字は一度きりで、 七二四年、 同社は捕鯨業に乗り出した。独占権こそなかったが、 操業期間中に他

ド八シリング六ペンスとなっていた。一七四八年のエクス・ラ・シャペル条約により、 ずれも二百万ポンド超減少し、 三年には、 負債や損失の責任を負わない枠に移し、残りは従前どおり営業資本として維持し、 よう再度請願したが、 リスクは引き続き会社が負う、 分し、そのうち一千六百九十万ポンド超を他の政府年金と同様の扱いとして、 営業資本の四分の三を年金株に転換し、 同社は政府に全額を貸し付けていた総資本三千三百八十万ポンド超を二 その時点までに政府の繰り返しの償還により年金株・営業株 四分の一に当たる額は三百六十六万二千七百八十四ポン という趣旨で議会に請願し、承認を得た。さらに一七三 四分の一のみを営業資本として残す 取締役が その

るという見解は、

経験上

成り立たない。

され、 転換され、 エント契約に基づくスペ これに伴 社 ってスペ は実質的に商業会社ではなくなった。 、イン領 イ 茜 ン国王へ インドとの交易は終わり、 の一切の請求権は相当の代償と引き換えに 残存する営業資本は年金株 放

に

同

参加できる環境では、 損 で カディス発 双方で競争を免れなかった点である。 スペ |失の方が総額では上回っていたとみるのが妥当だ。民間商人が公開かつ公正な競 層 注 重 目すべきは、 1 ζJ 関 ン)領西 税 の 欧 が課されていたとしても、 イ 州製品を扱うスペイン商人と競り合い、 年一 ・ンド産 株式会社が海外貿易のどの部門でも事業を持続的に成功させられ 隻の年次船という実質的に唯一の有望な収益源でさえ、 一の同 類品を輸入する英国 カルタヘナ、 役職員の怠慢・ 商人と競合した。 ポル 浪費・不正 イングランドではカディ トベーロ、 仮にこれら ラ・ベラクル ・汚職がもたら 国内外 の 貨 ス経 ス では 争 した 物

ic

由

に

の

出資制 初 て実効性が認められ、 の十二航海は、 ングランド東 へ一本化した。 社船 インド会社は 勅許は排他的で議会法の裏づけはなかったが、 を用 長らく無許可商人に脅かされることはなかった。 11 ながらも航海ごとの独立出資で運営し、 一六〇〇年、 エリザ ~ ス 世 の 勅許で発足した。 当時は独占特 一六一二年に合同 資本は最大七 創 業当 権

双方を消耗させ、一七三〇年の部分開放案の審議で会社は、インドでの仕入れ高騰と英 二世末からジェームズ二世期、さらにウィリアム三世期の一部にかけて苦境に陥った。 勘定での独立交易を主張した。 加義務が不明確だったため、 さらに、貸付加入者に東インド貿易権を与える議会法の文言が曖昧で、合同出資への参 独自の営業権が残り、 抗したものの、 与する新会社の設立案が議会に提出され、 に疑義が呈され、 交易はおおむ 六九八年、 なりにくかったこともあって、 ・四万四千ポンド、 万五千ポンドに基づく私貿易同様の独自交易権も手にした。二社と私貿易の競合は 政府に二百万ポンドを年八パーセントで貸し付ける見返りに独占特権を付 ね順調に推移した。 政府は前者を採用して新会社が設立された。 裁判所の判断も揺らいで無許可商人が増えたため、 額面は一株五十ポンドと規模が抑えられており、 旧会社は出納役名義で新会社株三十一万五千ポンドを取得した。 出資総額七千二百ポンドにすぎない少数の私貿易商が自己 この結果、 やがて自由主義的な考えが広まり、 オランダ東インド会社の敵対といっ 旧会社は旧資本での営業に加え、 旧会社は七十万ポンドを年四パーセ 旧会社には一七〇一年まで た逆風が 勅許独-同社はチャールズ 不正や浪費の温 新会社 があ 占の妥当性 ントで対 っても 床

国内の値崩れという「惨状」を訴えたが、

潤沢な供給が国内価格を押し下げ、生産者間

数年にわたりこれを維持した。一七六七年、

政府が領土と歳入の王権帰属を主張すると、

定着し、 攻略 失うも、 資金のみが拡大し、 仏戦争ではデュ K 0 出資総額七千二百ポンドを償還し全株式を合同出資に転換できる条項を設けた。 私貿易商の営業を一七一一年のミカエル祭まで認めつつ、 7 張 0 七一一年以降は独占が確立し、 百 競 新規貸付により資本は二百万から三百二十万ポンドへ に 七〇八年に議会法で完全統合され、 た は 争が生産拡大と価格 万ポンドを前貸ししたが、 疑 アー 競争 問 力 七五 ル が カ はやがて収束し、 あ プレ 五年 ン る。 ッタを奪回して、 の クス -の戦 既存資本と同様のリスクを負った。一七〇八年の統合後、 実際 和 約 で回復が の策動 には、 争では英軍の優勢に乗じてマドラスを守り、 抑制を促すのは通例であり、 いでカル・ 年金 した。 消費価格の低下と生産の 年三百万ポンド超の歳入を生む広大な領地 七〇二年に女王を交えた三者間契約で部分統合、 取引は堅調、 の売却と社債で賄ったため名目資本は増えず、 その後、 ナー 社名は「連合東インド会社」となった。 テ 1 在 ツ 配当も中庸を保ったが、 印 ク戦争に巻き込まれ、 社員 イ ンド 増強され、 の 促進とい 取締役会が三年の予告を経 あい 側での大幅 だに う望ましい 一七四三年には 戦 ポ 闘 な高 ンデ と征 マドラス 一七四一年 Ź 効果が を獲得 服 騰 遅くとも とい の 気 を 政 同 エ ・う主 リを 。 対 運転 ささら 法は、 続 風 府 現 時 が

ポ 会社は補償として年四十万ポンドの納付で合意し、配当は六パーセント前後から一〇パ ンドから三十二万ポンドへと十二万八千ポンド増え、 ントへ段階的に引き上げられた。資本三百二十万ポンドに対する配当は十九万二千 さらに一二・五パ ーセントへの

引き上げで年四十万ポンドに並べる構想であった。

収入の一部や各拠点の関税等で四十三万九千ポンドがあり、 諸控除と軍費を差し引いた純収入は二百四万八千七百四十七ポンド、これとは別に地租 達後に株主と政府への年間支払額が増えた分は、領土取得前に比べてわずか六十万八千 配当は年一ポイントずつ段階的に引き上げ、 制定された二本の法律により、配当の追加引き上げを禁じられた。 えるには十分な規模である。収入は潤沢で、本来なら配当増に加えて償還基金を積み増 十万~五十万ポンドと証言された。低い方の見積もりでも、予定していた最高配当を支 ポンドにとどまった。一七六八年、東インド会社船クルッテンデン号の報告によれば 万〜七百万ポンド超と見積もられていた。 政府との合意が有効な二年間、東インド会社は債務返済の加速を目的として相次いで 負債を速やかに圧縮できたはずだが、一七七三年には逆に債務が膨張した。年四十 。一七六九年には協定をさらに五年間延長 上限一二・五%まで認められたが、 商業利益も年少なくとも四 当時の負債は六百 上 限到

会社という会議体を大規模な帝国統治に適した機構にするのは難しい。

多数の株主は帝

۴ 欧 不正 ため ある。 こととされた。 括 に 四 は、 0 ンド 万 改選 自己取 限定。 経営が ポポ 州 ラスに代わって英領インドの最重要拠点となり、 人 飹 従 の の口実に過ぎなかったとの批判 の百四十万ポ 発為替手形 ンド 会社 来は では、 評 を改めて 得 議 の大蔵 さらに、 議 独立 会の 株 員 は配当を六%に急減させる一 は保 総会の投票資格 の下に統合し、 これらの措置 四年任期 して 調 省 を安易に引き受けた結果、 王権 ンドの 有 査対象となっ の 要件 61 拠出 た 任命の主 が六 マド 制とし、 政府融資を請願した。 金 ・ラス・ で総会と取締役会の威信と安定が期待されたが、 か が 初 の 2五百ポ 滞 月か 席判 回 た。 毎 納 の 任 ボ 年六人が退任、 ら少なくとも一 事一名と判事三名からなる最高裁判 結果として統治機構は が高まり、 関税 ンド ンベ 命 方、 権 イ から千ポ は議会が 新たに百二十万ポ の未払 年 • 力 巨 应 インドでの行状と、 一十万ポ 額の富は、 1, ル 年に延 当年 同市 ンドに引き上げられ、 持つこととされた。 力 銀 ッ -の退任 ンド 行 の市長裁判 タ 長。 を、 大幅 から 拠出 現 ンド 地 ó 者は直ち 取締役二十 力 に 多額 職 再 超 ル の 免除 イ 所は に編され の債 力 員 ンド の ッ の 権限 借 K 所 浪費や職 ٤ 力 タ 務を抱えた 在 再 相 入に る。 几 が ル を商 欧 続 力 破 選できな 人 新設された。 住 そもそ は 取 ッ 州 綻 加 0 インドで 総督 双 得 事 務 え 年 タ П · を 除 事 次 は 方 Ë 避 の

件

ح

7

で

の 0 ィ

で

ある。 玉 付きとされたのでは、 は偶発的支出に充てる基金へ繰り入れることとした。自前の裁量で純利益を使えた時 縮が済むまでは、 無関心になりやすく、この無関心は新制度で弱まるどころか、 響を免れがたい。数年でも自派を厚遇できれば、配当や株価、 にすら善政を実現できなかった者が、その四分の三を他へ渡し、 および純利益の剰余は四等分し、四分の三を国庫へ、四分の一を社債の一層の削 る。 れがちだ。性質上、商業会社の多数株主は、臣民の幸福や領土の開発、 K [の繁栄に深い利害を持たず、 口を出そうとする。 下院は、 取締役会は株主選挙に依存し、 政府の百四十万ポンド貸付の完済と、社債債務の百五十万ポンドまでの 資本に対する配当を八%までとすることを決議した。また、 良い統治を期待するのはなおさら難しい。 略奪の分け前は得なくとも、 影響力目当てに千ポンド分の株を買い、一票で現地人事 現地要職の人事をたびたび覆されるため、 略奪者の任命には関与できるからで 帝国の繁栄への関心は薄 むしろ強まるおそれが 残り四分の一まで監督 政権の名誉には 国内 その影 滅また 収入 期 圧 あ

だ、 なり得る一部の派に渡すくらいなら、 会社によっては、 という発想がまかり通ることがある。そうした空気が株主総会で優勢になると、 配当八%を支払った後に残る剰余金を、 社内の者が浪費や横領で食い潰すほうがまだまし 決議をめぐる対立の火種と 総

隊を置る

一く権

利には、当時

現地で和平か開戦

かを裁可・

決定する権限が不可避に付随する。

遠隔

の

地

「未開」

ある

61

は辺境とされた地域に砦や要塞、

駐屯地を設

け

て守備

これを許容し公然と認めていた例も少なくない。

うした権限を与えられた株式会社は、

一方を得れば他方も行使するのが通例で、

条文上

しかも、

その運用がい

かに不当・恣意

な決定に傾く場面すら生じる。 権 た者を支援するほうが重要だと見なす株主が少なくない場合さえある。 限に明らかに反する不正や収奪の当事者を、 さらには、 総会の権威を守ることよりも、 総会自らが追認し、 後押しするよう それに公然と

統治主体として不適任である点では見解が一致しており、 を求めている。 潰した。 同 七八四年現在、 の 後はイ 社自身も統治能力の欠如を認め、 時的に回復した局面ではカルカッタの公庫に三百万ポンド超を積み上げたもの 七七三年の法令後も、東インド会社のインド統治の混乱は収束しなかった。 会社は ンド有数の肥沃地にまで支配と収奪を広げながら、 議会では立て直しに向け各勢力が改革案を示しているが、 同社は前 ハイダル 例のない窮地にあり、 ・アリーの侵攻に備えを欠き、 領土を政府に引き渡す用意が 当座の破産を免れるため再び 阻 これは当初から明らかだった。 止も抗戦もできなか 得た富を浪費と破壊で食 あ る。 同 政 社 が 府 つ σ, 規律 領 の支援 土 そ が

期 新 期間 的 式会社が対外貿易を長期に維持するのは難しい。仕入れと販売という二つの市場で競 利潤を上回ることはまれで、 で生産性のないところへ流れ込みがちで、 れ れる負担。第二に、多くの者にとって有用で採算も見込める事業分野から一律 に二重の負担を課す。 額で補償したうえで、 B 交易を切り開くのであれば、 箙 :機械の発明者や新刊の著作者に与えられる独占と同じ原理で正当化できる。 簡便で自然な方法であり、その成果はいずれ公共に還元される。この時限的 る負担である。 商 が来れば独占は打ち切り、 .の独占権を与えるのが妥当である。これは危険で高コストの試みに報いる国家 人の一 苛烈であったかは、 団が自らの費用と責任で、 しかも、その負担は会社内部の怠慢・放漫・不正といった、 第一に、 交易は国民一般に開放しなければならない。 近年の経験と具体例が十分に裏づけており、広く知られ しばしば大きく下回る。 彼らを株式会社として組織し、 自由貿易ならより安く買えたはずの商品を高値 必要に応じて築いた砦や拠点は政府に移管し、 遠方の当時 運営が無秩序なため、 「未開」 とはいえ、 と見なされた国 成功した場合に限 経験上、 配当が自 恒久独占は国 独占な、 [々との 由 取 に排除 その評価 引 最も不 ただし、 独占は って で買わさ 民多数 しに株 新 Ė の 通 の最 た 定 常 当 さ 価 な

相手が多い環境で利潤を確保するには、

需要の一時的な変動だけでなく、

他社

の供給

が

61

る会社も複数ある。

引き起こすより大きく頻繁な競争の波を見極 (V う、 戦術が絶えず変化する駆け引きを続けねばならな め、 品目の 13 数量と品質を機敏に が、 その緊張と注意を経 調整すると 営 陣

退潮し、 交易に従事し得るが、 満了後も議会法により共同出資の法人として存続し、 に 長期にわたって求めるのは現実的でない。 やがて撤退に向かう公算が大きい。 その段階では個々の冒険商人の機動力や警戒心に及ばず、次第 東インド会社は、 他の自国商人と同条件で東インド 基金 の償還と独占特: 権 に

0

社含まれ、 によってすべて破綻したと述べた。だが、その中には株式会社ですらない れ た海外貿易会社を五十五社挙げ、 政治経済に通じたフランスの著述家アベ・ しかも破綻もしてい ない。 ₹, また、 ずれも独占特権を与えられてい 実際には破綻したのに彼の一 モレレは、 一六〇〇年以降に ながら経営 欧 覧から漏 ものが二、三 州 で設立さ の拙 れて さ

順 が 株式会社 画 的で、 が独占特権なしでも円滑か 逸脱や変動がほとんど生じない つ着実に事業を営めるのは、 分野に限られる。 該当するのは、 工 程 が定型化 可能な され手

銀行業、 掘 |割や運河の建設・維持、 =火災保険および戦時の海上危険 (四) 大都市への給水である。 · 拿捕 に備える保険、 通航

社で、独占特権がなくとも堅実に営まれている。イングランド銀行の特権はただ一つ、 大きく、 規則を、 イングランドでは構成員が六人を超える銀行会社を認めないという点に限られる。 より規律を徹底しやすく、銀行業に向いている。 ンバラの二銀行も、 銀行業の原理は一見難解だが、 銀行に致命傷となり得る。 並外れた利回りをうたう投機の誘惑に一度でも負けて外れれば、 特権のない株式会社である。 実務は明確かつ厳格な規則に従って運営できる。 他方、株式会社は合名・合資などの私的共同経営体 実際、 欧州の主要銀行の多くは株式会 危険は極 その めて

を持たない。 排他的特権に頼らずとも、 が、 火災、 アシュアランス社とロイヤル・エクスチェンジ・アシュアランス社はいずれも特権 概算は可能で、 海難や海上での損失、 一定の規則と手続に基づいて引き受けられる。ゆえに、保険業は 共同出資の株式会社として十分に成立する。実際、 敵対勢力による拿捕といったリスクの精緻な評価は難 口 ーンド

門一基ごとの単価で契約できる。この性質は運河にとどまらず、大都市への水道橋や大 て運用できる。 航行可能な掘割や運河は、一たび完成すれば保守が容易で、 建設段階でも同様に標準化しやすく、請負は一マイルごと、 厳格な規程と手順に沿 あるい は開

書第二編で既

に示したとおり、

慎重な運営の下では銀行業は広

(J

公益と効

角

をもた

が \Box 径送水管にも当てはまる。 円滑に事業を進め、 成果を上げられる例は少なくない。 したがって、 排 他的 特権がなくとも、 共同出資の株式会社

た四 益 見込まれる需要には個々の民間事業者が容易かつ円滑に応え得るからである。 に の たとえ免除で成長が見込めるとしても合理的ではない。 一性を持つこと。 は、 満たされる場合である。 「業種は、 特定の商人集団だけを周囲 の事業であれ、 厳格な規則や手続で標準化し継続的に運用できることに加え、 中程度の資本で足りるなら、 61 ずれもこの二条件を満たす。 第二に、 管理運営がうまくいきそうだというだけの 民間 第一 に、 の共同出資では容易に集めがたい の同業者にも及ぶ一般法の適用から外したりするの その事 公益性の大きさだけでは設立の根拠には 業が 般の多くの事業に比べて広く大きな 株式会社の設立が妥当と言える 理由で株式会社を設けた 規模の巨 次の二条件が 額資本を要す 先に挙げ ならな

同

時

公

間の株式会社では容易に集め得ない巨額の資本が不可欠である。 らす。 だが、 を実際の徴収に先立ち一~二年前から政府に前貸しするような公共銀行には、 公的! 信 用 の要として、 とり わけ非常時には税収の全額 (おそらく数百 万 民 ポ

詰まって破綻した私的な保険引受人百五十名の名簿が法務長官に提出された、 己資本が欠かせない。 負担を軽くする仕組みである。 保険とは、 個人では致命的になり得る損失を多数で分担して財産を守り、 ロンドンで株式会社二社が成立する以前には、 ただし、これを確実に機能させるには、 数年のうちに行き 保険 者に厚 社会全体 i J 自 の

力を上回り、 に資する高度に有用な事業である。 航行可能な掘割や運河、 個 人単独では賄い さらには大都市の水道施設・給水事業は、 がたい。 他方で、 必要な費用はしばしば個人の資力や負担 公共の利 益 た大 能

れる。

るが、 破綻し、 潤を生み得るのかについては、 これらの 会社には顕著な公益性がなく、 たらない。ロンドンのイングリッシュ・カッパー・カンパニー、 以上の四業種を除けば、株式会社設立を正当化する三条件を同時に満たす分野は見当 以前に比べて下げ幅は縮小し、 エディンバラのブリティッシュ・リネン・カンパニーの株価はなお額 事業が厳格な規律と手順に基づく会社運営に適するの 断定を控える。 必要資金も多くの民間資本家の手に余るほどでは 回復途上にある。さらに、 マイン・アドベンチャラーズ社 か、 特定の製造業の振興を 製鉛会社、 ある (J は並外 ガラス研磨 面 はすでに を下回 れた利

労と利益のあいだに自然に成り立つ賢明な均衡を損なう。この均衡こそが国全体の産業 に肩入れし、 を減らし、総じて利益より害が多い。 請負人に誤導され押し切られやすく、その結果、 たとえ意図が誠実であっても、 他部門の意欲をそぎ、 取締役は特定部

掲げて設立された株式会社は、しばしば自社の運営すらおぼつかず、

かえって社会の富

勤 菛

にとって最大かつ最も有効な励みである。